

使用開始日  
2024年10月17日



## アジア3資産ファンド [分配コース・資産形成コース] 愛称：アジアンスイーツ

追加型投信／海外／資産複合

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ <sup>※2</sup>
分配コース	追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券 <sup>※1</sup> )	年12回(毎月)	アジア	ファミリーファンド	なし
資産形成コース	追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券 <sup>※1</sup> )	年2回	アジア	ファミリーファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式・債券・不動産投信)/資産配分固定型」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

「アジア3資産ファンド 分配コース」および「アジア3資産ファンド 資産形成コース」は、信託約款を変更するための手続きを行います。詳しくは本書の<追加的記載事項>をご確認ください。

この目論見書により行う「アジア3資産ファンド 分配コース」および「アジア3資産ファンド 資産形成コース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年10月16日に関東財務局長に提出しており、2024年10月17日にその効力が生じております。

◆上記各ファンドを総称して「アジア3資産ファンド[分配コース・資産形成コース]」ということがあります。また、それぞれを「分配コース」、「資産形成コース」または「ファンド」ということがあります。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2024年7月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆2,452億円  
(2024年7月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

各ファンドは、主として日本を除くアジア諸国(地域を含みます。以下同じ。)の株式、公社債および不動産投資信託証券への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

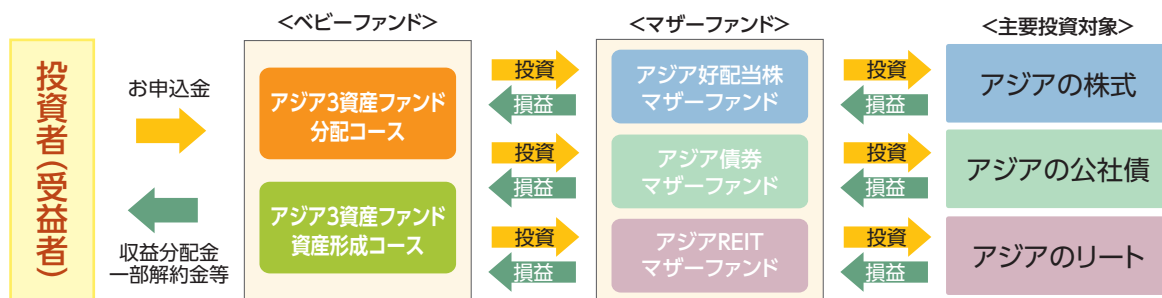
## ファンドの特色

### 1 アジアの3つの資産へ分散投資を行います。

- 主としてアジア諸国\*の株式、公社債および不動産投資信託証券(リート)へ分散投資を行います。  
\*日本およびオセアニアは除きます。(以下同じ。)
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 各資産への投資は、各マザーファンドを通じたファミリーファンド方式により行います。

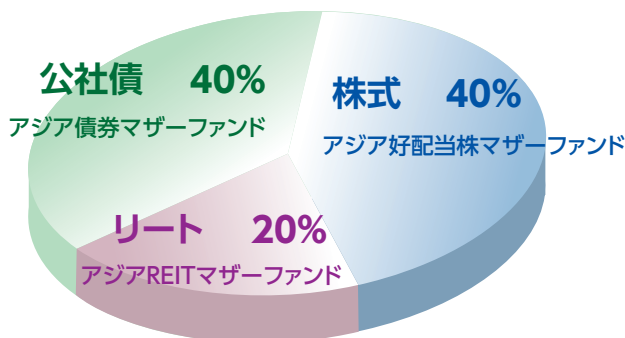
#### ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### 2 各資産への投資配分は、以下の基本配分比率を原則とします。

<基本配分比率>



<配分比率の調整範囲>

マザーファンド受益証券	調整範囲
アジア好配当株マザーファンド	40%±10%程度
アジア債券マザーファンド	40%±10%程度
アジアREITマザーファンド	20%±10%程度

- 各マザーファンド受益証券への投資配分については、上記グラフの配分比率を基本配分比率としますが、投資対象資産の市場規模等によっては、基本配分比率からそれぞれ±10%程度の範囲内で投資配分比率を調整する場合があります。

\*基本配分比率へのリバランスは随時行います。

- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。



# ファンドの目的・特色

## 3 各マザーファンドの運用は、それぞれ海外の投資顧問会社(資産運用会社)が行います。

### アジア好配当株マザーファンド

- 主として、アジア諸国の株式(預託証券を含みます。)のうち、企業の利益成長が見込まれ、かつ相対的に高い配当利回りが期待できる銘柄を中心に投資を行い、安定した配当収入の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- 各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定したうえで、個別企業の業績動向や財務の健全性、配当の安定性や成長性、株価バリュエーションおよび流動性等の分析・評価に基づき組入銘柄を選別し、投資を行います。
- 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 運用は、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

#### フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド

シンガポールを拠点とする資産運用会社です。戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ運用等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。

### アジア債券マザーファンド

- 主として、アジア諸国の政府、政府機関および企業等が発行する公社債に投資を行い、安定した利息収入の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- 各国の金利・為替などファンダメンタルズの動向、発行体の信用力、利回り水準などを勘案したうえで、リスク分散に留意し、投資を行います。
- 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 運用は、ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーが行います。なお、ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(債券等の取引執行の一部)を、子会社であるルーミス・セイレス・インベストメンツ・アジア・ピー・ティー・イー・リミテッドに再委託します。

#### ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、公社債の格付けの分野において、ムーディーズ・インベスターズ・サービスに次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有しており、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評がある資産運用会社です。

\*ルーミス・セイレス・インベストメンツ・アジア・ピー・ティー・イー・リミテッドは、ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーのシンガポール現地法人です。

### アジアREITマザーファンド

- 主として、アジア諸国の外国金融商品市場に上場(これに準ずるものおよび上場予定を含みます。)している不動産投資信託証券(リート)に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- 各国のマクロ経済および不動産市況等の動向ならびに個別銘柄の利回り水準、信用リスク、流動性リスク等を勘案したうえで、各銘柄の収益性・成長性および割安性などの分析・評価に基づき組入銘柄を選別し、投資を行います。
- 不動産投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 運用は、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドが行います。なお、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(REIT等の投資判断の一部)を、グループ会社であるマッコーリー・ファンズ・マネジメント(香港)リミテッドに再委託します。

#### マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド

オーストラリアを代表する総合金融グループであるマッコーリー・グループの一員で、オーストラリアで最大規模の資産運用会社です。同社は豊富な不動産投資の経験を有します。

\*マッコーリー・ファンズ・マネジメント(香港)リミテッドは、マッコーリー・アセット・マネジメント傘下の香港の運用子会社です。

※委託会社は、各マザーファンドについて、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を上記の投資顧問会社に委託します。



# ファンドの目的・特色

## 4 「分配コース」「資産形成コース」からご選択いただけ、いつでも無手数料でスイッチング(乗換え)が可能です。

- 決算頻度と分配方針が異なる2つのコースからお選びいただけます。

※販売会社によっては「分配コース」もしくは「資産形成コース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

- 各コース間のスイッチング(乗換え)が無手数料で行えます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額(1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。

### ■ 分配方針

#### 分配コース

年12回の決算時(原則として毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として利子・配当収入相当分を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。
3. 毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、基準価額の水準ならびに分配対象額等を勘案し、売買益等を上記2. で定める額に加え分配することを目指します。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

#### 資産形成コース

年2回の決算時(原則として1月15日および7月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### 分配コース



#### 資産形成コース



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

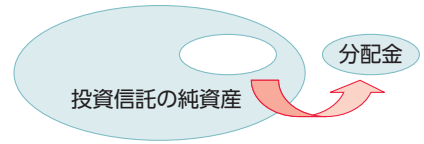


# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



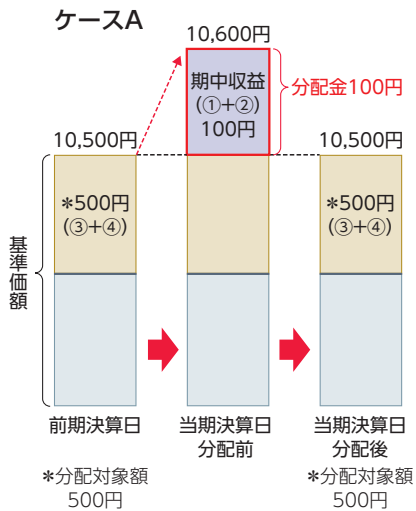
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

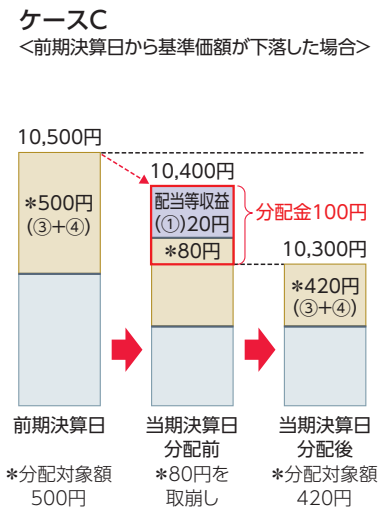
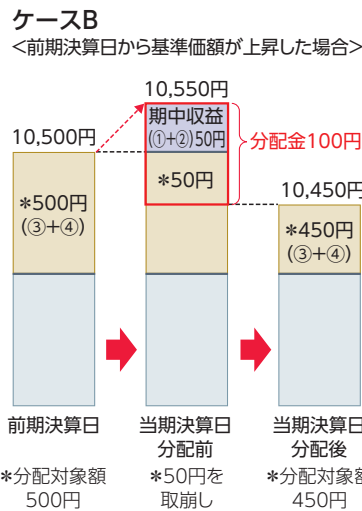
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



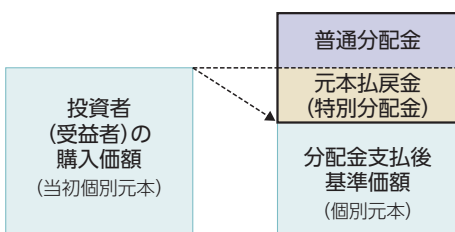
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

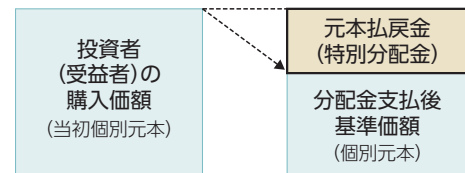
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。  
(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



# ファンドの目的・特色

## ■ 主な投資制限(各ファンド共通)

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

### 資産配分 リスク

**資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。**

各ファンドは、アジア諸国の株式、公社債および不動産投資信託証券に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### 株価変動 リスク

**投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。**

各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

### 金利変動 リスク

**金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。**

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

### 不動産投資 信託証券の 価格変動 リスク

**不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。**

各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 為替変動 リスク

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

各ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

各ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。



# 投資リスク

## 信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが投資する株式の発行企業および公社債や不動産投資信託証券の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。
- 各ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。





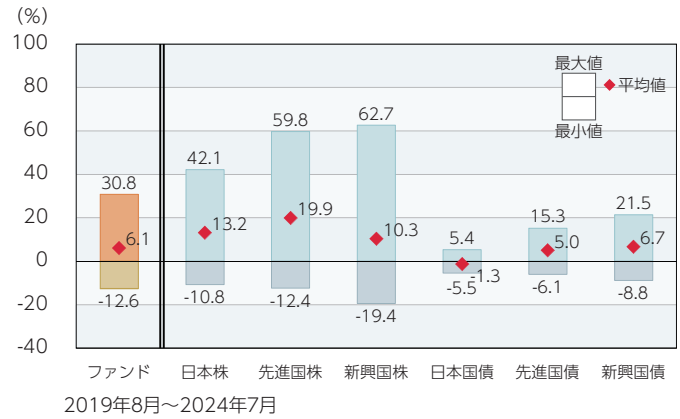
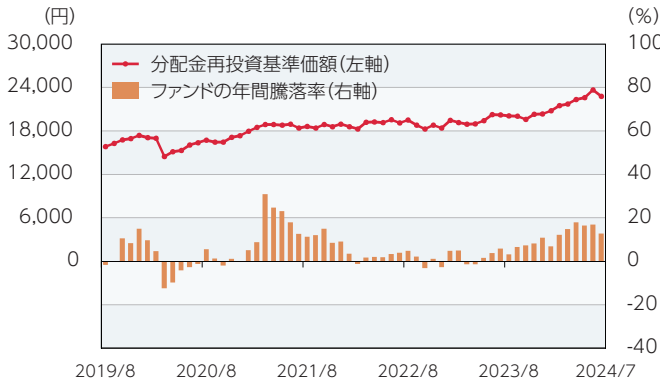
# 投資リスク

## <参考情報>

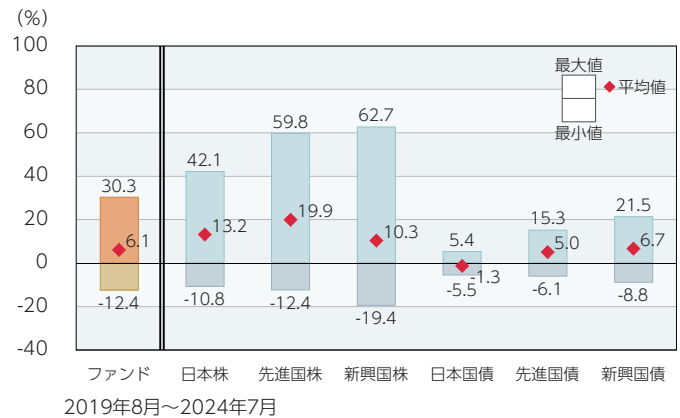
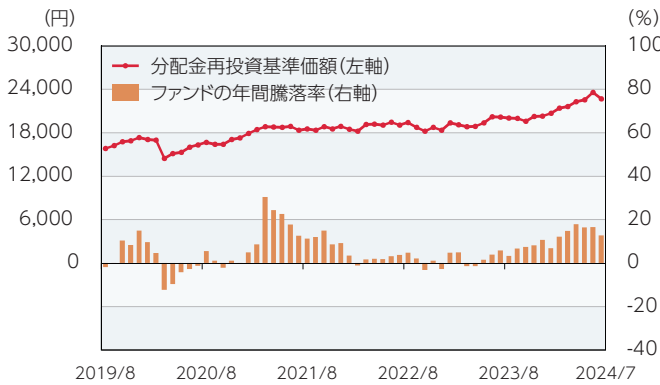
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

### 分配コース



### 資産形成コース



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
 \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 \*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



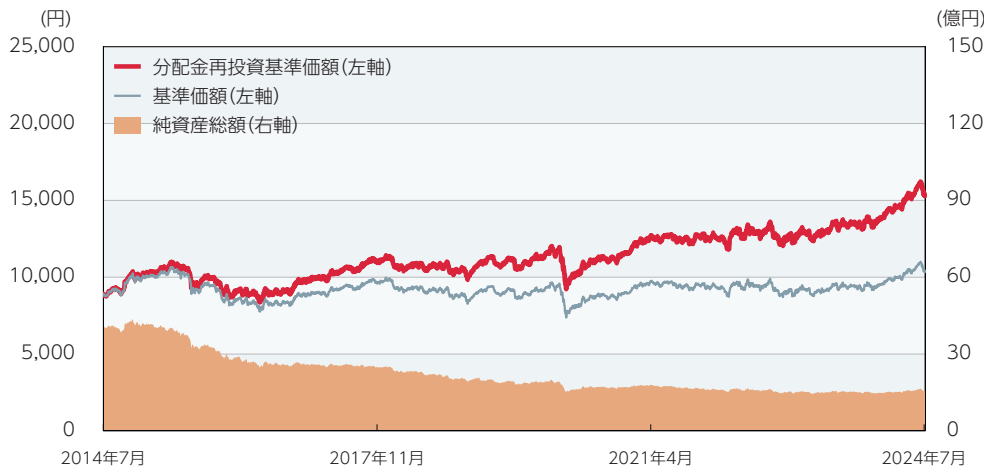
# 運用実績

データの基準日:2024年7月31日

## 基準価額・純資産の推移 《2014年7月31日～2024年7月31日》

## 分配の推移(税引前)

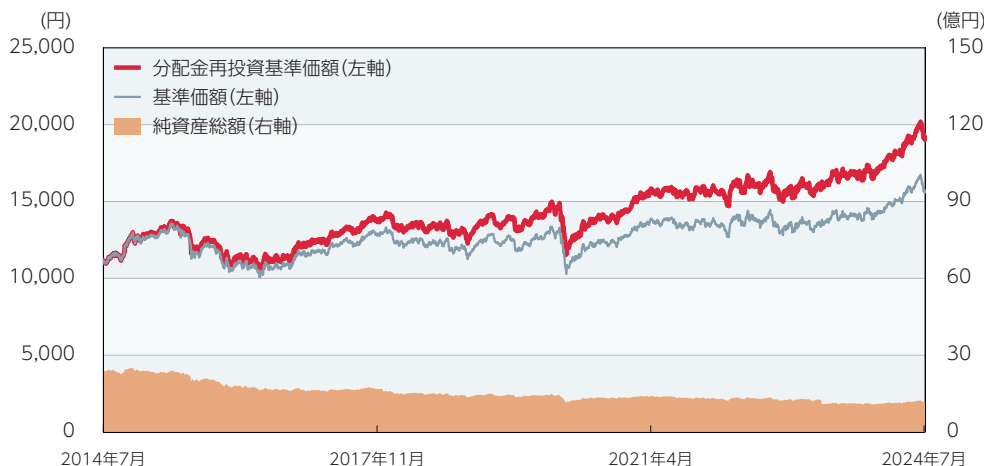
### 分配コース



### 分配コース

2024年 3月	30円
2024年 4月	30円
2024年 5月	30円
2024年 6月	30円
2024年 7月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	6,390円

### 資産形成コース



### 資産形成コース

2022年 7月	130円
2023年 1月	100円
2023年 7月	150円
2024年 1月	160円
2024年 7月	200円
設定来累計	3,990円

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2007年7月31日)

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

### 分配コース

#### 組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	アジア好配当株マザーファンド	40.42
2	アジア債券マザーファンド	39.53
3	アジアREITマザーファンド	18.57

### 資産形成コース

#### 組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	アジア好配当株マザーファンド	39.45
2	アジア債券マザーファンド	39.07
3	アジアREITマザーファンド	19.11

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 運用実績

データの基準日:2024年7月31日

## ■アジア好配当株マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	8.43
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	6.87
3	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.95
4	DBS GROUP HOLDINGS LTD	株式	シンガポール	銀行	3.14
5	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	株式	インド	電力	2.90

## ■アジア債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	STANDARD CHARTERED PLC 01/11/35	社債券	イギリス	6.097	2035/1/11	3.00
2	BANGKOK BANK PCL/HK 5.65 07/05/34	社債券	タイ	5.65	2034/7/5	2.96
3	SMRC AUTOMOTIVE HOLDINGS 5.625 07/11/29	社債券	オランダ	5.625	2029/7/11	2.92
4	SUNNY OPTICAL TECH 5.95 07/17/26	社債券	ケイマン諸島	5.95	2026/7/17	2.92
5	DBS GROUP HOLDINGS LTD 5.479 09/12/25	社債券	シンガポール	5.479	2025/9/12	2.91

## ■アジアREITマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	LINK REIT	投資証券	香港	19.67
2	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	投資信託受益証券	シンガポール	10.19
3	CAPLAND ASCENDAS REIT	投資信託受益証券	シンガポール	10.09
4	KEPPEL DC REIT	投資信託受益証券	シンガポール	6.81
5	PARAGON REIT	投資信託受益証券	シンガポール	6.67

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

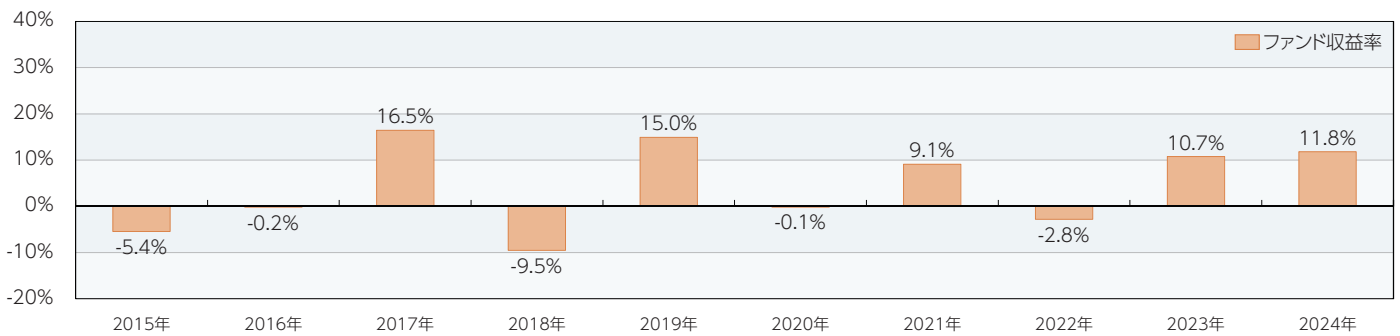


# 運用実績

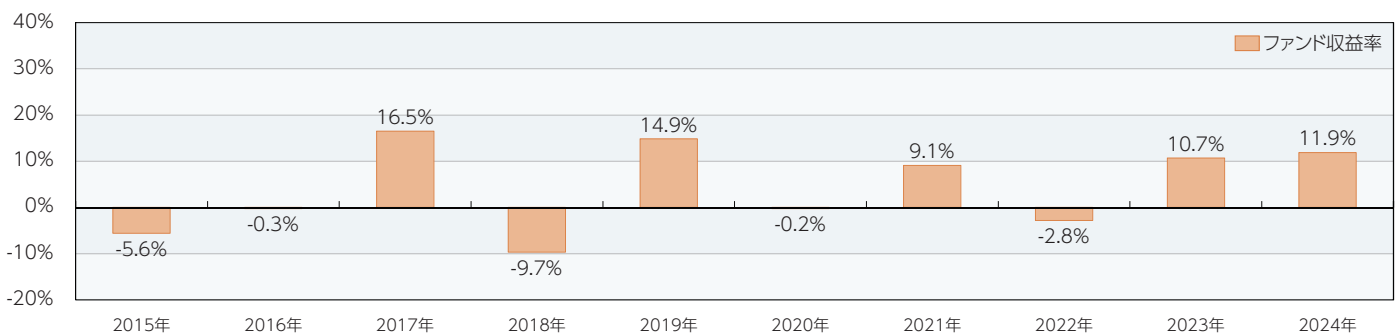
データの基準日:2024年7月31日

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### 分配コース



### 資産形成コース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 ※申込締切時間は2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	2024年10月17日から2025年4月15日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・シンガポール証券取引所の休業日 ・韓国証券取引所の休業日 ・香港証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2007年7月31日設定) (注)信託約款変更が決定した場合には、信託期間は2025年10月31日までとなります。
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・各ファンドにおいて信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	〈分配コース〉 毎月15日(休業日の場合は翌営業日) 〈資産形成コース〉 毎年1月および7月の各15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	〈分配コース〉 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 〈資産形成コース〉 年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	1月、7月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては「分配コース」もしくは「資産形成コース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3% (税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.54% (税抜1.4%)</b> 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率0.82%
	販売会社	年率0.52%
	受託会社	年率0.06%
		主な役務
		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	※委託会社の信託報酬には、以下の報酬が含まれます。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア好配当株マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の日々の時価総額に対して年率0.52%)が含まれます。</li> <li>・アジア債券マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の日々の時価総額に対して年率0.45%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、ルーミス・セイレス・インベストメンツ・アジア・ピー・ティー・イー・リミテッドに対する報酬が含まれます。</li> <li>・アジアREITマザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(マッコリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の日々の時価総額に対して年率0.40%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、マッコリー・ファンズ・マネジメント(香港)リミテッドに対する報酬が含まれます。</li> </ul>	



# 手続・手数料等

## その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場投資信託(不動産投資信託証券)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は表示しておりません。

## ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## …(参考情報)ファンドの総経費率…

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
分配コース	1.92%	1.54%	0.38%
資産形成コース	1.92%	1.54%	0.38%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年1月16日～2024年7月16日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



# 追加的記載事項

## 信託約款変更の予定について

各ファンドは、信託約款を変更するための手続きを行います。

### 1. 信託約款変更の内容

各ファンドの信託期間を「無期限」から「2025年10月31日まで」に変更いたします。

### 2. 信託約款変更を行う理由

各ファンドは2007年に設定し、アジア好配当株マザーファンド受益証券およびアジア債券マザーファンド受益証券、アジアREITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国(地域を含みます。)の株式、公社債および不動産投資信託証券(リート)への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が続き、今後もファンドの純資産の大幅な増加は見込めないと考えています。このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となる可能性があることから、無期限の信託期間を2025年10月31日までと有期限化する約款変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### 3. 信託約款変更までの主な日程

異議申立期間	2024年10月18日から2024年11月26日まで
信託約款変更適用予定日	2024年12月26日

### 4. 異議申立について

• 公告日(2024年10月18日)現在の各ファンドの受益者(2024年10月16日までに取得のお申し込みをなされた方)で、信託約款変更にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

(注) 2024年10月17日以降のお申し込みにより取得された受益権については、当該信託約款変更に関する異議を申し立てる権利はございません。

• 各ファンドの信託約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2024年10月18日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託約款変更の届出を行い、2024年12月26日より適用します。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託約款変更を行いません。

※ 信託約款変更にかかる異議申立ての結果は、2024年11月27日以降、委託会社のホームページ(<https://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

### 5. ご留意事項

信託約款変更が決定した場合には、本書<手続・手数料等 お申込みメモ>に記載する以下の項目については、内容が以下のとおり変更となります。

信託期間	2025年10月31日まで(2007年7月31日設定)
------	-----------------------------